

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年11月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名：エチオピア国 EWTI 技術サービス向上・組織運営能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：エチオピア国EWTI技術サービス向上・組織運営能力強化プロジェクト

調達管理番号：25a00602

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年11月19日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エチオピア国EWTI技術サービス向上・組織運営能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年2月～2030年5月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年2月～2028年4月

第2期：2028年5月～2030年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1. 第1期： 2026年2月～2028年4月

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

2. 第2期： 2028年5月～2030年5月

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1. 第1期： 2026年2月～2028年4月

1) 2026年度（2027年2月頃）

2) 2027年度（2028年2月頃）

2. 第2期： 2028年5月～2030年5月

1) 2028年度（2029年2月頃）

2) 2029年度（2030年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 11月 25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 11月 26日 12時まで
3	質問への回答	2025年 12月 1日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 12月 12日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 12月 23日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「エチオピア国 EWTI 技術サービス向上・組織運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00182）の受注者（株式会社日本開発サービス）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/fL47f7C5Z6>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記2. (3) 参照

（2）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	研修や技術・コンサルティングサービスを提供するための組織力向上を、プロジェクト後にもエチオピア水技術機構（以下、EWTI）が持続的に強化する仕組みを組み込んだ取組み（方針と具体的な活動）。以下の観点含む。 ・EWTI が自立的に研修、技術・コンサルティ	全体、第3条2.（12）

	シングサービスを提供し続けるための体制整備、人材育成の強化等を含む ・上位目標の指標の一つである「技術・コンサルティングガイドラインの承認」に向けた後方支援を含めた、プロジェクト期間中に実施すべき具体的な活動	
2	「組織の基盤の強化」による組織の持続性確保は何をもって達成されたとみなすか、具体的な姿や状態	第3条2. (2)
3	共創相手とシナジー効果を生むための具体的な方策、第三国研修の効果的な実施時期や方法	第3条2. (5)
4	EWTI のマーケティング戦略に関し、現状の課題認識と、改善のための取り組み案。これに基づく、具体的なプロモーション方法	第4条2. (1) ①・③
5	年間内部人材能力強化計画に含む予定の EWTI 職員のモチベーション向上活動案と持続的で効果的な内部研修実施方法	第4条2. (1) ②
6	研修サービスのパイロット活動の想定概要及び効果的な工程。とくに想定されるオンライン研修の位置づけへの認識	第4条2. (1) ④

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年7月
- ・ R/D署名：2025年10月31日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

- (1) JICAグローバル・アジェンダ（JGA）「持続可能な水資源の確保と水供給」、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を踏まえた実施
JICAは課題別事業戦略として20のJICAグローバル・アジェンダ（JGA）を策定している。その一つのJGA「持続可能な水資源の確保と水供給」では、クラスタ

一事業戦略「水道事業体成長支援」を掲げている

(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>)。本事業は、エチオピア水技術機構（以下、「EWTI」）の都市給水分野の研修提供がエチオピア国の水道サービス向上につながることから、本クラスターに貢献する。また、JGA「平和構築」においてクラスター事業戦略「地方行政能力強化を通じた信頼醸成」を掲げているが

(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/index.html>)、本事業にてEWTIが紛争の影響を受けた北部地域で技術・コンサルティングサービスのパイロット活動を行うことで、同地域の復興に寄与することから同クラスター戦略に貢献する。本事業の実施においては、これら戦略を踏まえたものとする。

（2）「組織基盤の強化」による組織の持続性確保²

これまでEWTIはJICAプロジェクトによる支援を通じて、研修コースの整備や研修運営管理能力といった主要事業を強化してきた一方、待遇の低さ等から職員の離職が組織の持続性にかかわる根本的な課題として残されている。これに対し、EWTIはビジネスプラン及び収益創出・利活用計画を策定し、関係省庁の承認を経て、収益は職員をはじめとする組織に還元し、職員のモチベーション向上につなげる方針である。

なお、本事業は、過去のプロジェクトで実施してきた研修運営管理能力の向上とは異なり、EWTIの組織基盤そのものの強化に焦点を当てるアプローチである。

このため、定期的なモニタリングを行い、どのような成果が出ているか、JICAやEWTIマネジメント層、水エネルギー省（以下、「MOWE」）に定期報告する。また、プロジェクト目標の指標3は「EWTIの研修講師・技術系職員の離職率が減少する」としているが、EWTIから民間企業等へ転職しても、エチオピアの水分野に従事し本案件の成果が引き継がれる場合があるため、副次的なインパクトの一つとして転職先の実績を把握する。

（3）EWTIのビジョンと本事業の立ち位置

EWTIは2030年までに東アフリカの水セクターにおける「Center of Excellence」となることを掲げており、5つの核となる活動（①能力強化研修、②技術移転、③技術支援、④調査研究、⑤ラボサービス）を展開している。また、「Center of Excellence」に求められる10のポイント（①明確で戦略的なビジョンとマンデート、②資格と能力のある人材確保、③高品質なインフラと施設、④研究やイノベーション能力、⑤需要ベースの実践的な研修プログラム、⑥知識と技術移転シス

² 本事業では、今後のEWTIの持続的な発展やビジネス展開が実現するよう、組織基盤の強化（EWTI自ら技術協を通じて得たことを、持続的かつ発展的に活用し続けられる組織力があると判断される状態）を目指すものであるが、プロジェクト終了後に何をもって組織基盤の強化がされたとみなすのか、具体的な姿や状態についてプロポーザルで提案すること。

テム、⑦品質保証と認定、⑧効果的な組織運営とガバナンス、⑨認識とパートナーシップ、⑩水セクターや社会へのインパクト）を野心的に挙げている。このように EWTI の中で 2030 年に向けてさまざまな事業が存在する中、本事業は EWTI が本ビジョンを実現するために必要となる組織基盤の確保と強化に焦点を当てて取り組み、EWTI の持続性に貢献する。また、受注者は、EWTI との対話を通じて EWTI が自ら定義する Center of Excellence 像を明確にし、それに沿う形でプロジェクト活動の詳細内容も検討する。

(4) JICA の EWTI への期待

本事業では各成果の活動を通じて EWTI の経営機能を強化し、EWTI の研修、技術・コンサルティングサービス実績の売り込みを国内水セクター関係者や他ドナー、意志決定層等へ行うことで、EWTI の認知度向上と職員のモチベーション向上を狙い、EWTI が自立し持続可能な組織となる土台作りを行う。本事業終了時は「EWTI の活動がエチオピアの給水サービスの向上に貢献する」ことを目指すものの、将来的に EWTI がエチオピアだけでなく、その周辺国に対しても能力強化を行い、アフリカの給水サービスの改善に貢献することを JICA は期待しており、EWTI をパートナーとして考えていく方針である。また、本事業をもって EWTI への長年の技術支援に区切りをつけ、今後は主体的な事業展開を期待している旨、JICA から EWTI マネジメント層へ直接伝えている。EWTI の主体的な意識が高まるよう、本事業開始時のキックオフや MOWE が議長を務める JCC 等においても専門家チームから本事業の出口について言及する。また、MOWE が考える今後の EWTI の役割やエチオピア国における水技術者向け研修の位置づけ等について意向や方向性を確認し、MOWE を巻き込みつつ活動を実施する。

(5) コレクティブインパクトの創出に向けたパートナーとの共創³

これまで EWTI は WaterAid Ethiopia や UNICEF、大学、エチオピア都市給水と衛生協会（EUWSF：Ethiopian Urban Water and Sanitation Federation）等、多くのパートナーと連携をしてきている。しかし、エチオピア国内の水分野において EWTI を含め、それぞれのアクターの立ち位置、強みや弱みが整理されておらず、お互いに重複した事業が見受けられる。これに対し、本事業では成果 1 でエチオピア国の水セクター市場分析を行う中で、MOU 等の連携状況を確認するとともに、アセット（EWTI がこれまでパートナーとの連携を通じて蓄積してきた知見やプロジェクトの成果物、人的ネットワーク）を棚卸し、今後の有効活用や新たなパートナーとしての連携可能性を探る。（「(9) 水セクター市場における EWTI の立

³ これまで多くのパートナーとの連携実績がある中、お互いのシナジー効果を高めるため、どのような方策が考えられるかプロポーザルで提案すること。例えば、成果3において水セクターの関係者と継続的な情報交換の場を見据え、EWTIのプロファイルをアピールするワークショップ等を開催することが想定される。また、ウガンダ国家上下水道公社（NWSC: National Water & Sewerage Corporation）を研修先とした第三国研修の効果的な実施方法やタイミングについて、NWSCの組織マネジメント能力や外部向け研修機関としての実績を踏まえ、本プロポーザルに含めること。

ち位置の整理」を参照)

国内外の連携については、例えば以下が想定される。

<国内連携>

- WaterAid Ethiopia が EWTI と共同開発した水道事業体（Urban Water Utility）向けの給水施設運営維持管理に関するテキストを活用したハイブリッド研修。
- アディスアベバ上下水道公社（Addis Ababa Water and Sewerage Authority。以下、「AAWSA」）と EWTI の MOU に基づく連携可能性の模索。

<国際連携>

- ウガンダ国の国家上下水道公社（NWSC: National Water & Sewerage Corporation）やケニア国の水道研修所（KEWI : Kenya Water Institute）との学び合い。特に組織マネジメント能力の高い NWSC は第三国研修の研修先として想定している。

(6) 活動を通じた復興支援の促進

これまで JICA は紛争影響を受けた北部地域の復興支援を進めてきており、この中で EWTI は 2024 年に給水施設の修繕を行った。また 2025 年 6 月～7 月にはスーダン国及び北部地域を含むエチオピア 5 州の職員を対象に国際研修を行い、実績を積んでいる。本事業においても、EWTI の技術・コンサルティングサービスのパイロット活動の一部を北部地域で行うことを想定している。本活動では、JICA の他セクター及び他ドナーによる事業や日本の NGO による支援を調査し、相乗効果の可能性を検討する。

(7) 本事業と EWTI のビジネスプランとの関係性

EWTI のビジネスプランの一部である収益創出・活用ガイドラインは、2025 年 7 月時点で財務省の承認手続き中である。本事業は同ガイドラインの承認手続きの進捗に関わらず、収益創出・活用ガイドラインが承認されることを想定し、ビジネスプランの実施段階で必要とされる能力の強化を行う。EWTI のビジネスプラン及び収益創出・活用ガイドラインの内容・承認状況を確認のうえ、整合性を保ちながら本事業の活動を計画・実施する。

(8) 収入創出活動と EWTI のマンデートとのバランス

本事業は、サービスの品質向上を通じて付加価値をつけ、EWTI の収益向上に結び付けることを目指す。一方、EWTI は政府の一組織としてエチオピアの水技術者育成が使命（マンデート）である。本事業で開発するハイブリッド研修サービ

スの顧客として収益に紐づきやすいのは比較的等級が高い水道事業体⁴である。一方、住民主体の水委員会から水道事業体に移行したばかりの水道事業体が特に地方に多く存在し、給水施設の運営維持管理に関して脆弱であることから支援ニーズが高い。よって、本事業では EWTI の収入創出だけに集中するような利益追求をするのではなく、EWTI のマンデートとのバランスをとる点に留意する。つまり、収入創出活動においては、最低限 EWTI 職員にインセンティブを与えられるよう、健全な組織として適正価格でビジネスを開拓する後押しを行う。なお、水や環境管理、森林関連の日本の公益社団法人は EWTI のマンデートと類似する部分もあることから、その組織変遷や組織運営、収入創出の事例を調査し参考にする。

(9) 水セクター市場における EWTI の立ち位置の整理

例えば技術サービスの中の井戸掘削に関し、EWTI は主に国際機関等から非常に安価に公共事業を受注している一方で、民間の掘削業者は主に民間企業から受注する傾向があることから、現在民間企業と EWTI の競合は確認されず、EWTI の事業推進が民業圧迫になるとは想定されない。このため本事業では、EWTI の持続的な組織経営のために、機材メンテナンスや将来の機材購入を踏まえた研修、技術・コンサルティングサービスの単価設定の見直しを行う。実施にあたっては、公的機関として市場を歪めないよう留意するとともに、EWTI の立ち位置を明確にし、民間企業及び国内の水セクター関連機関とのすみ分けを整理する。

(10) 各成果に配置されるフォーカルパーソンの活用

本事業開始までに EWTI により各成果にフォーカルパーソンが配置される予定である。本事業はプロジェクト活動のハブとなるフォーカルパーソンを軸に、マネジメント層や他部署等の関係者とのコミュニケーションを促進し、円滑に活動を実施することで成果の達成につなげる。なお、ビジネスにおける事業の収益構造やマーケティングの必要性等を組織として理解し、予算確保のうえ持続的なサービス展開ができるよう、研修や技術移転部門だけでなく、管理部門の戦略や財務調達に関わる職員をフォーカルパーソンへ配置することを想定している。

(11) 安全管理

本事業対象地は、EWTI が位置するアディスアベバ市に加え、北部地域及び過去に無償資金協力で対象となった地域である。アディスアベバ市や旧南部諸民族州であった南エチオピア州、シダマ州、中部エチオピア州、南西州は外務省危険レ

⁴ エチオピア国におけるMOWEが定めた水道事業体の等級は6分類である。

ベル1であるものの、北部地域やオロミア州はレベル2以上に指定されている（2025年10月時点）。このようにエチオピアの治安状況は地域によって異なり、流動的かつ見通しが立てづらく、大きく制限がある状況である。パイロット地域の選定後に治安が悪化し渡航禁止となる可能性もあるため、柔軟な対応ができるよう活動を検討する。また、ローカル人材の危険地域での業務従事が可能な場合があるが、流動的な治安状況のため承認されない可能性がある点に留意する。

さらに、本事業開始直後の2026年6月にエチオピア国で総選挙が予定されており、選挙活動に伴う情勢や治安悪化が懸念されることから、活動においては最新情報をJICAエチオピア事務所から入手する。

（12）技術・コンサルティングガイドラインの承認

上位目標の指標の一つである「技術・コンサルティングガイドラインの承認」について、プロジェクト終了後にEWTIが自主的に手続きを進め、ESI（エチオピア標準化機構）等から正式なガイドラインとして承認を得ることを想定している。

（13）機材等の選定・導入における考え方

本事業ではオンライン研修システム構築（現地再委託）、オンライン研修用動画撮影のためのスタジオ整備（機材調達）を実施するが、その他EWTIから機材供与ニーズがあるなかで、EWTIの持続性確保に高い貢献度が想定される優先度の高い機材のみの導入を予定している。機材やシステムの選定・導入にあたっては、「シンプルで使い勝手が良い」、「維持管理コストがかからない（負担にならない）」、「必要最低限」の機材を選定する。なお、これらの機材やシステム導入に関し、必要性や維持管理体制、活用の見込みを慎重に検討し、JICAと相談のうえ決定する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1「EWTIの組織力の強化に必要な方針が明確になる」に関わる活動

活動1-1：EWTIの現状の組織体制（各部署の役割とマンデート、部署間の関係、意思決定プロセス等）及び組織文化について分析し、組織の

能力強化のための課題を抽出・整理する。

活動 1-2：研修ニーズ調査報告書及び既存の技術・コンサルティングサービスから顧客フィードバックを分析する。

活動 1-3：給水セクター市場（顧客、競合、連携先）調査を実施し、EWTI の事業機会と脅威を特定する。

活動 1-4：上記の分析結果に基づき、EWTI の戦略的重點となるサービスを特定し、マーケティング戦略を策定する。

【成果 1 に関する留意点】⁵

成果 1 で実施される課題整理や市場調査、評価は、EWTI の研修、技術・コンサルティングサービスが収益創出の可能性を持つのかどうか、市場競争力を理解するために実施する。なお、成果 1 の完了とともに、その成果は合同調整委員会（JCC）会合にて共有・確認し、関係者間で共通理解を得る。調達機材についてもこの時点で合意を得たうえで、調達手続きを行う。調達機材は、配付資料にある EWTI による機材要望リストを参考に、「第 3 条 2.（13）機材等の選定・導入における考え方」に留意のうえ、検討する。

② 成果 2 「EWTI 職員のモチベーションが向上する」に関わる活動

活動 2-1：トレーナーや技術職員の離職率減少に向け、現行の人事制度及びインセンティブに関する課題を分析する。

活動 2-2：職員のモチベーション向上への方向性を提案する。

活動 2-3：収入創出活動（オンデマンド研修等）と連動した、職員向けのモチベーション向上に関する活動を計画し試行する。

活動 2-4：体系的な年間内部研修計画（国内外の組織へのナレッジ共有を含む）を策定する。

活動 2-5：年間内部研修計画に基づき、職員向けの内部研修を実施する。

活動 2-6：部署を超えたコミュニケーションを促進するための活動（例：ワークショップ）を実施する。

【成果 2 に関する留意点】⁶

EWTI の研修や技術・コンサルティングサービスの持続可能性にとって職員の

⁵ 活動1-4で策定するマーケティング戦略について、現状の課題認識及び改善のための取り組み案をプロポーザルにて提案すること。これに基づいた具体的なプロモーション方法（機会やツール等）も併せて提案すること。（成果3と関連）

⁶ 留意点を踏まえ、年間内部人材能力強化計画に含む予定のEWTI職員のモチベーション向上にかかる活動案及び、持続的で効果的な内部研修実施方法について提案すること。

離職は主要な課題の一つである。この課題に対応するため、成果2の活動では、離職の根本的な原因を分析し、職員の定着率向上と組織の継続性を確保するための適切な対策を実施する。

③ 成果3「EWTIのマーケティング能力が強化される」に関わる活動

- 活動3-1：マーケティングを担う部署の役割と機能を特定し、部署横断的マーケティング委員会を設置する。
- 活動3-2：広く職員を対象としたマーケティング研修を実施する。
- 活動3-3：EWTIの提供サービスに関するプロモーションツール（ターゲット顧客別サービスカタログ等）を作成する。
- 活動3-4：活動3.3で作成したツールを使って販促活動を行う。
- 活動3-5：主要な既存顧客（NGO、政府機関、民間企業等）との定期的な意見交換会の実施や、WASHクラスター会議への参加等の既存機会の活用を通じて、新たなサービス機会の創出を図る。
- 活動3-6：マーケティング活動および顧客エンゲージメントに関するデータ管理を強化する。
- 活動3-7：マーケティング活動の進捗を定期的にレビューし改善する。

【成果3に関する留意点】

マーケティング活動は収益創出の手段であり、職員の離職率の低減およびEWTIにおける新サービスの開発のために行うという目的を改めてEWTIと共有したうえで、活動を進める。また収益増加は、EWTIのサービスの質の向上にも貢献しうるという認識のもと、活動を行う。プロモーションの方法（機会やツール等）は、水分野のドナー会議やエチオピア国内の給水関係者の会議、世界水の日やJICA支援の節目年等の様々な機会及び、効果的なツールを検討する。特にイベントにおいてはEWTIによる経費負担も念頭に置く。本事業の機材費で講義撮影用のスタジオを整備するので、機材の活用も念頭に工夫してプロモーションツールを作成する。

④ 成果4「EWTIの研修サービスの市場価値が向上する」に関わる活動

- 活動4-1：活動1.2の結果から、既存の研修の改良点や課題を整理し、研修プログラムの改善計画を提示し、優先度の高い活動を実施する。
- 活動4-2：研修の市場価値向上の観点から研修モダリティ（対面、ハイブリッド、オンライン）について方針を立てる。
- 活動4-3：研修受講者の状況（研修内容、対象者のITスキル、通信環境）

に適したハイブリッド研修の標準モデル（オンラインと対面の組み合わせ方、ファシリテーション手法等）を設計する。

活動 4-4：オンライン教材の開発手法及びオンライン環境でのファシリテーション技術に関する能力強化研修を実施する。

活動 4-5：パイロットの対象となる既存研修コースの教材（TTLM）をオンライン教材へと開発・改訂する。

活動 4-6：開発された教材を使ってパイロット研修を行い、研修管理や学習効果をモニタリング、評価する。

【成果 4 に関する留意点】⁷

- EWTI の研修プログラムの質を向上させるためには、市場のニーズに対して研修内容および提供方法を継続的に適応させていくことが不可欠である。このアプローチは、研修の関連性と効果を高めるだけでなく、需要の増加とそれに伴う収益の向上にもつながる可能性が考えられる。
- 本事業で導入するハイブリッド研修とは、オンライン研修と対面研修を組み合わせた形式を想定する。ハイブリッド研修は、エチオピア水道野の教育訓練の中核機関である EWTI が、より多様な受講者に研修機会を提供するための新たな取り組みである。EWTI は主に首都アディスアベバ市を拠点に研修を提供しているが、物理的な距離や家庭の事情等により、研修参加が困難な水道事業体職員が存在する。特に家事や育児を担う女性職員や、住民組織から水道事業体へ移行したばかりの職員は、研修機会にアクセスしづらい状況にある。こうした課題に対応するため、オンライン研修によって地理的・時間的制約を緩和しつつ、EWTI が強みとする対面での実践的な指導を組み合わせることで、柔軟かつ効果的な研修提供を目指す。これにより、これまで研修機会を得られなかった水道事業体職員の能力強化を促進する。また、EWTI にとっても、独自のハイブリッド研修を導入することにより、既存の研修を活用しながら市場ニーズに応じた研修提供方法を確立することが可能となる。これにより、研修サービスの収益向上にも寄与することが期待される。
- 本事業では、研修参加者の ICT スキル、機材へのアクセス状況、インターネット接続環境など調査結果を考慮しながら、最も効果的な提供方法を特定するために、複数のパイロット研修を実施（3 回程度を想定）し、モニタリングを行う。なお、オンラインのみで研修を完結させるこ

⁷ 留意点を踏まえ、研修サービスのパイロット活動に関して想定される概要及び効果的な工程をプロポーザルにて提案すること。とくに想定されるオンライン研修の位置づけについて説明する。

とは想定していない。また、オンライン研修はいくつかのシステムが既往案件で導入されたものの課題が挙げられていることから、組織が活用しやすいシステムに改善する。

- パイロット研修対象地域は以下の選定基準により、JICA 及び EWTI と協議の下、決定する。
 - 1) JICA が過去に無償資金協力プロジェクトを実施した地域
 - 2) 日本人専門家及び、または EWTI がプロジェクト活動を実施可能な地域
- パイロット研修のテーマ例としては、給水施設の電気機械設備の運転・維持管理（水中ポンプ修理に関して水道事業体からのニーズが高いため）や、顧客対応サービス（職種として女性の割合が高くジェンダーに配慮した研修を想定しているため）を想定しているが、研修ニーズ調査結果を踏まえて EWTI と協議し、JICA に報告する。

⑤ 成果 5 「EWTI の技術・コンサルティングサービスの市場価値が向上する」に関する活動

活動 5-1：活動 1-2 の結果から、既存の技術・コンサルティングサービスの改良点や課題を整理し、改善案を提示する。

活動 5-2：（市場価値を向上するための）改善案を実施する。

活動 5-3：質の高い技術・コンサルティングサービスの実施や管理に必要なガイドラインを作成する。

活動 5-4：ガイドライン案をもとにパイロット技術・コンサルティングサービスを提供し、ガイドラインを最終化する。

【成果 5 に関する留意点】

- 市場ニーズに応じて技術・コンサルティングサービスの質を向上させるため、EWTI は新たに技術・コンサルティングサービスガイドラインを策定する。業務フローを標準化することで、サービスの質の一貫性を確保し、人材育成の強化を図ることを目的としている。同ガイドラインは、前プロジェクトで作成された「研修運営・管理ガイドライン」に類似したものである。
- 同ガイドラインが実際のサービス提供現場で実用的かつ適用可能なものとなるよう、パイロット活動にて技術・コンサルティングサービスを実施する。その結果を踏まえて、ガイドラインの見直しと最終化を行う。

- 成果5では、最低4回のパイロット活動を行うことを想定している。
(調査、実施、フォローを含む) うち1回は、JICAの北部復興戦略に沿って対象地域を選定するため、EWTI及びJICAと協議のうえ、決定する。その他のパイロット活動は、地方を想定しているが、EWTIの通常の技術・コンサルティングサービスの一環として実施するため、EWTI自身で受注を獲得する必要がある。

⑥ 成果6「EWTIが持続的に掘削機械や機材を維持管理する能力が強化される」に関わる活動

活動6-1：EWTIが所持する掘削機や資機材の定期点検や維持管理の記録の現状を把握する。

活動6-2：掘削機や資機材の維持管理に関する課題を整理し、関係部署と対応策を検討する。

活動6-3：掘削機や資機材の維持管理に関して責任部署の特定や維持管理の方向性を決定し、維持管理計画を立てる。

活動6-4：掘削機や資機材の維持管理計画の実施をモニタリングする。

活動6-5：掘削機及び資機材の予防及び日常メンテナンスに係るTTLMを開発する。

【成果6に関する留意点】

- 本事業は、掘削機械及び機材の予防保全と日常的な維持管理に関する新たな研修コース(TTLM)を開発することにより、エチオピアにおいて掘削機械・機材が適切に維持管理される能力の強化を目指す。
- これらを達成するために、成果6では外部リソースの活用も含め、掘削機械及び機材の柔軟な維持管理体制の構築を検討するとともに、EWTI自身の維持管理活動の計画・運営能力の強化を図る。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

➢ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータア

ツップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等) で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R (CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。
- ベースライン調査には、EWTI が提供する水道事業体向けの研修における性別や職業別に合った研修モダリティ（手法）調査も含める。成果 4 の研修サービスにかかるパイロット活動は、ベースライン結果をもとに受講者に最も効果的な研修提供方法を検討する。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では以下の対応を行う。
- 受注者は、EWTI を対象とし、組織基盤力及び研修や技術・コンサルティングサービス提供能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。
- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
 - 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では以下の対応を行う。
- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
 - 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意

する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	契約締結後 30 日以内	日本語、英語	電子データ	—
モニタリングシート	契約締結後 6 か月毎	英語	電子データ	—
業務進捗報告書	第 1 期 業務進捗報告書①（2027 年 2 月頃） 業務進捗報告書②（2028 年 2 月頃） 第 2 期 業務進捗報告書③（2029 年 2 月頃） 業務進捗報告書④（2030 年 2 月頃） 部分払いの成果品とする。	日本語、英語	電子データ	—
事業完了報告書	第 1 期及び第 2 期の契約履行期限末日	日本語、英語	製本 CD-R	各言語 2 部ずつ 3 部（全ての言語を含む）
プロジェクト・ブリーフノート及びパワー・ポイント資料	契約履行期限末日	日本語、英語	電子データ	—

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS: Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書及び業務進捗報告書

- 1 プロジェクトの基本情報（国名、プロジェクト名、プロジェクト期間、背景、上位目標・プロジェクト目標）、実施機関
- 2 プロジェクトの結果
 - 2.1.1 プロジェクトの結果
 - 2.1.1.1 日本側の投入
 - 2.1.1.2 エチオピア側の投入
 - 2.1.1.3 プロジェクトの活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - 2.1.2 プロジェクトの達成度
 - 2.1.2.1 成果及び指標
 - 2.1.2.2 プロジェクト目標及び指標
 - 2.1.2.3 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

合)

2.1.3 PDM 修正の経緯

2.1.4 その他

2.1.4.1 ジェンダー配慮に関する結果

2.2 合同評価の結果

2.2.1 DAC 評価基準による評価結果

2.2.2 実施や成果に影響を与えた主要な要因

2.2.3 プロジェクトリスクマネジメントの結果評価

2.2.4 プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方

法、運営体制等）

2.3 プロジェクト上位目標の達成に向けて

2.3.1 上位目標達成の見通し

2.3.2 エチオピア側の上位目標達成の運営実施体制計画

2.3.3 エチオピア側への提言

2.3.4 プロジェクト終了から事後評価までのモニタリング計画

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

1 R/D、M/M、合同調整委員会議事録等

2 モニタリングシート

3 PDM（最新版、変遷経緯）

4 業務フローチャート

5 WBS 等業務の進捗が確認できる資料

6 人員計画（最終版）

7 研修、技術・コンサルティングサービス実施実績（実施した場合）

8 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

9 その他活動実績

（5）プロジェクト・ブリーフノート

受注者は、本業務に関する活動を対象として JICA プロジェクト・ブリーフノートを各期終了時にそれぞれ作成する。JICA プロジェクト・ブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA 専門家、学識経験者、大学生等

を想定する。

具体的には、契約締結後、別途 JICA が提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

- プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICA の事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。
- 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。
- プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。
- プロジェクト開始当初のベースラインやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。
- 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。
- 日本語、英語で作成する。
- 分量：和文・英文共に A4 版 8~10 ページ程度を目安とする。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

- (1) マーケティング戦略（提出時期：当該資料完成時期）
- (2) モチベーション調査結果報告書（提出時期：当該資料完成時期）
- (3) サービスカタログ（提出時期：当該資料完成時期）
- (4) 技術・コンサルティングサービスガイドライン（提出時期：当該資料完成時期）
- (5) 掘削機械整備計画（提出時期：当該資料完成時期）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 上位目標、プロジェクト目標、および成果指標の達成度に対する活動の進捗と課題の抽出、翌月以降の対応策の提示

第6条 再委託

- 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

項目	仕様	数量	見積の取扱
1 オンライン研修システム構築	詳細は詳細計画策定調査の別添1参照、プロジェクト開始後検討。 -オンラインシステム導入 -能力強化(システム管理・保守研修、システム利用法研修) -技術支援(導入後2年程度のサポートサービス込)	一式	定額計上

第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1 EWTI の研修、技術・コンサルティングサービス提供に関する機材一式	・北部地域の給水施設修繕用機材 ・掘削機のメンテナンス機材 ・オンライン動画撮影スタジオ機材 ・その他、EWTI から供与ニーズがあるなかで、EWTI の持続性確保に高い貢献度が想定さ	一式	供与機材	定額計上

		れる優先度の高い機材 詳細は、プロジェクト開始後 検討。			
--	--	------------------------------------	--	--	--

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：エチオピア連邦民主共和国（エチオピア）
 案件名：和名：EWTI 技術サービス向上・組織運営能力強化プロジェクト
 英名：Project for Strengthening Institutional Management Capacity
 for Technical Service Improvement in Ethiopian Water
 Technology Institute (EWTI)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における給水セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エチオピア政府は国家 10 か年開発計画で 2030 年までの安全な水へのアクセス率 100%達成を目標とし、水資源開発及び水衛生分野における課題横断的な人材育成・組織強化を重点課題として掲げているが、地方部の基本的な飲料水へのアクセス率は約 47%で、サブサハラ・アフリカ平均の約 53%よりも低い水準である (WHO/UNICEF, 2025)。

同国水エネルギー省 (Ministry of Water and Energy、以下「MOWE」) の水衛生分野の政策・戦略 One WASH National Programme Phase-2 (2018~2025 年) では、同省管轄のエチオピア水技術機構 (Ethiopia Water Technology Institute、以下「EWTI」) が水分野の人材・組織の育成、技術移転と開発、技術標準化の中核機関としての役割を担うことが明記されている。また、MOWE の国家水政策・戦略案 (2020 年) では EWTI の戦略的方向づけと調整能力を強化し、短期及び中長期的なニーズに対応する需要主導型の給水に関する技能や知識の確保が期待されている。

JICA は EWTI に対して 25 年以上に亘り水分野の研修に関する技術協力をってきた結果、EWTI は研修ガイドラインに基づいて体系的に研修を運営管理できるようになった。一方、残された本質的な課題として、EWTI の脆弱な組織基盤が挙げられる。具体的には、EWTI は財務面で政府予算に依存し自己収益の創出が困難であるほか、設備投資や人材確保にも課題を抱えている。商品力においては、環境変化に対応した柔軟なパッケージングができておらず、営業面ではマーケティング戦略や営業機能が不在で、広報活動も限定的である。組織構造は、部門制度は柔軟性を欠いており、また定員を満たせていない。人材面では給与水準が低いうえ、内部人材支援システムが構築できておらず、個々のトレーナーへの依存が目立つ他、部門間の連携やコミュニケーションの不足が組織風土として挙げられる。これらの本質的な課題解決に重点を置き、EWTI の組織基盤を確保・強化していく必要がある。特に組織の持続性に係る課題に対し、EWTI はオンデマンド研修や技術・コンサルティングサービスによる収益創出とその収益の組織還元を行う体制を確立すべくビジネスプランを策定した。

近年、村落の人口増加に伴い村（ケベレ）が、地方小都市（タウン）に昇格することで、給水エリアの拡張と、給水施設の運営維持管理の主体が、水利用者によるボランティア組織から、専門職員が所属する水道事業体による運営に移行し、それに伴い水道事業体職員の能力強化の需要が高まっている。中でもティグライ紛争の影響を受けた北部地域では給水分野人材の能力強化が急務となっている。

EWTI は 1998 年からこれまでに国内外 15,000 人以上の技術者を育成しており、その研修の運営・実施能力が向上するにつれ、国際機関や NGO、大学などから研修や技術サービスへの要請が増えている。本事業を通じ、これらサービスの質を向上させ、サービス提供で得る収益を組織内部に還元し職員の定職を促すことを目指す。それにより、自立的かつ持続的な発展のための組織力が強化され、エチオピアの給水分野での人材育成のサービスプロバイダーとして、同国の給水分野の発展に寄与することができる。これは給水アクセス 100%達成というエチオピアの政策方針に合致する。また本事業のパイロット地域での研修や技術・コンサルティングサービスの実施は既往の無償資金協力で建設した給水施設の適切な維持管理にも貢献する。

(2) 我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は我が国の対エチオピア国別開発協力方針（2017 年 4 月）の重点分野「インフラ開発」の開発課題「安全な水へのアクセス向上と都市衛生対策」に該当する。同プログラムでは、上下水道・衛生施設の整備と併せて、持続可能な事業の運営管理及びサービスの質向上に資する人材育成とマネジメント能力強化を目指しており、本事業は同方針に合致する。また、JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）の「社会サービス及び生活の質の向上」に関して、EWTI がこれまで技術協力で構築した技術や研修力などのアセットを脆弱地域へ展開し、レジリエンスの強化に貢献するものである。

EWTI の都市給水分野の研修提供は、水道サービス向上につながることから、JICA グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」のクラスター戦略「水道事業体成長支援」に貢献する。また、本事業で技術・コンサルティングサービスのパイロット活動を紛争の影響を受けた北部地域で行うことで、同地域の復興に寄与することから「平和構築」のクラスター戦略「地方行政能力強化を通じた信頼醸成」の方針と合致する。

研修や技術・コンサルティングサービスの持続的な提供は、給水分野での人材育成を促すものであり、持続可能な開発目標（SDGs）目標 6「安全な水と衛生施設の普及」、目標 13「気候変動に具体的な対策を」及び目標 16「平和と公正をすべての人に」の達成に貢献する。

併せて本事業は 2022 年 4 月に開催された「第 4 回アジア・太平洋水サミット」で発表された「熊本水イニシアティブ」や 2025 年 8 月開催の TICAD9 の日本の取り組みである「日・アフリカ水道一家のための共創＆革新プラットフォーム」にも寄与するものである。

(3) 他の援助機関の対応

EWTI は WaterAid Ethiopia と共同で都市給水分野研修の開発や IRC WASH と共に WASH（水衛生）オンラインコースを実施している。また UNICEF、国際移住機関（IOM）や Concern Worldwide からの受注でオンデマンド研修を行ったり、UNICEF から井戸掘削の技術サービスを受注したりしている。また、2020 年にモロッコ国王の基金で EWTI 敷地内に実験・検査室、廃棄物処理施設などの施設建設と機材供与が実施された。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、エチオピア国アディスアベバ市及びパイロット地域において、エチオピアの給水分野の人材育成を担う EWTI が自身の組織力強化に必要な取組を明確にし、パイロット活動の実践により研修、技術・コンサルティングサービスの市場価値を高めることで、EWTI が研修や技術・コンサルティングサービスを持続的に提供できるよう組織能力の強化を図り、もってエチオピアの給水サービスの向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

アディスアベバ市及びパイロット地域（北部紛争影響地域を含む）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：EWTI 幹部及び職員（193 名：2025 年 7 月時点）

最終受益者：エチオピア国の水道事業体とその利用者

(4) 総事業費（日本側）約 3.7 億円

(5) 事業実施期間

2026 年 4 月～2030 年 3 月を予定（計 48 力月）

(6) 事業実施体制

監督機関：MOWE（水エネルギー省）

実施機関：EWTI（エチオピア水技術機構）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 62.58P/M）：業務主任／ビジネスマネジメント、マーケティング／セールス、オンラインコース開発／研修、水道事業体運営／施設維持管理、地下水開発、掘削機械整備計画

② 研修員受け入れ：第三国研修（ウガンダを想定）

③ 機材供与：北部地域の給水施設修繕用機材、掘削機のメンテナンス機材、オンライン動画撮影スタジオ機材等

2) エチオピア国側

① カウンターパートの配置

② 執務スペース、光熱費、通信費、雑費含むの提供

③ カウンターパートの人物費及び活動諸手当（日当宿泊・交通費）

④ 本事業によって供与された機材の保守管理・維持管理費等

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

過去に JICA は「アムハラ州給水計画」（2005 年）、「アファール州給水計画」

(2007 年)、「ティグライ州地方給水計画」(2010 年)、「南部諸民族州リフトバレー地域給水計画」(2015 年)、「オロミア州における小都市給水施設整備計画」(中断中)等、地方給水に関する無償資金協力事業を 5 州で実施している。都市給水分野では、2023 年 7 月に「バハルダール市上水道整備計画」が完工した。また Addis Ababa Water Supply Authority (AAWSA) に対し技術協力「アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト」(2021~2025 年)で実施している。

EWTI に対しては 1998~2013 年「地下水開発・水供給訓練計画(フェーズ 1~3: EWTEC)」にて研修施設の設立・研修センターの立ち上げを支援した。2015 年「水技術機構アドバイザー」、2017~2024 年「水技術機構研修運営管理能力強化プロジェクト」を実施し、研修運営やトレーナーの能力強化、内部研修の確立を支援し、研修ガイドラインの開発を進め体系的な提供を可能にした。

2024 年にウガンダ国 NWSC (National Water and Sewerage Corporation。以下、「NWSC」と言う。) と JICA が共催したサブサハラ・アフリカ水道事業体幹部フォーラムへ、EWTI 及び AAWSA が出席したことを機に、AAWSA と MoU が締結されたことから、相互連携の可能性を探る。また、本事業では NWSC や KWEI (ケニア水道研修所) 等の周辺国の研修機関との学び合いの場創出を検討する。

開発計画調査型技術協力「北部紛争影響地域における復興支援プロジェクト」(R5 年度補正予算)にて、EWTI がティグライ州の給水施設の維持管理研修や施設修理を実施した。また「アフリカ域内上水道分野における横の学びあいと日・アフリカ連携の促進」(R6 年度補正予算)では、EWTI がスーダン国及びエチオピア国内の紛争影響地域を含む州を対象とした国際研修を実施した。これらの経験を活かし、本事業では技術・コンサルティングサービスの一部パイロット活動を北部地域で行い、北部地域の復興やエチオピア全体の平和構築に貢献する。また、本事業を通して EWTI が組織基盤を強化し、エチオピア国内のみならず、周辺アフリカ諸国の給水サービスの改善を目指す JICA のパートナーとして活躍することが期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

「2. (3)」のとおり、国際機関や NGO は EWTI のオンデマンド研修や技術・コンサルティングサービスを要請しており、本事業ではこれらのアセット及びネットワークを活かした研修等サービスを検討する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月)」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：アフリカの中でもエチオピアは干ばつリスクが高く、気候変動による社会の脆弱性も高い。EWTI の気候変動や地下水開発、井戸掘削等の研修及び技術・コンサルティングサービスの提供により、地方行政や水道事業体が気

候変動に強靭な地下水を水源とする給水施設の建設や運営維持管理を行うことで、気候変動の適応策に貢献するもの。また、本事業は気候変動に伴う干ばつや洪水への対応として水源の回復力と飲料水へのアクセスの改善を行うという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合する。またこれらより、本事業は SDGs ゴール 13 「気候変動に具体的な対策を」に貢献する。

3) ジェンダー分類：「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

女性職員の研修参加に関する制約（職位、ICT 環境、家庭内役割等）に対し、研修モダリティの工夫（ハイブリッド型研修等）や、フィールドワーク時の環境改善、女性職員比率の高い職種（例：カスタマーケア）を対象とした研修を実施することで参加機会の創出と能力向上を図り、女性職員の研修修了者数の向上を目指すため。

（10）その他特記事項

治安等安全対策に関し、プロジェクト開始前後の 2026 年 6 月にエチオピア国で総選挙が予定されており、選挙活動に伴う政情や治安の悪化が懸念され、渡航制限やエチオピア国の意思決定の遅れなどが生じ、事業開始や活動が遅延する可能性がある。また選挙結果により EWTI 幹部が変更される可能性もある。また、技術サービスのパイロット地域として想定している北部地域への専門家の渡航制限があることから、現地の治安状況をパイロット地域選択の判断材料に入れる。また、パイロット地域選定後に治安悪化で渡航禁止となる可能性も想定した活動内容とする。なお、渡航禁止地域等でのローカル人材の活動について、渡航が可能な場合があるが、流動的な治安状況のため承認されない可能性がある点に留意する。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：EWTI の活動がエチオピアの給水サービスの向上に貢献する。

- 指標：1) EWTI の研修や技術・コンサルティングサービスを利用する組織がプロジェクト終了時と比較して増加する。
2) 研修や技術・コンサルティングサービスを実施するためのガイドラインが関連組織に承認される。

（2）プロジェクト目標：EWTI が持続的に研修や技術・コンサルティングサービスを提供するための組織力が強化される。

- 指標：1) プロジェクト開始時と比較して EWTI の研修実施回数が X% 増加する。
2) プロジェクト開始時と比較して EWTI の技術・コンサルティングサービスを利用する組織数が増加する。
3) EWTI の研修講師・技術系職員の離職率が減少する。

（3）成果

成果 1：EWTI の組織力の強化に必要な方針が明確になる。

成果 2：EWTI 職員のモチベーションが向上する。

成果 3：EWTI のマーケティング能力が強化される。

成果 4：EWTI の研修サービスの市場価値が向上する。

成果 5：EWTI の技術・コンサルティングサービスの市場価値が向上する。

成果 6：EWTI が持続的に掘削機械や機材を維持管理する能力が強化される。

(4) 主な活動

成果 1 では、事業の持続性の観点から、EWTI の組織力強化に必要な方針を決めるため、EWTI の組織体制や文化、提供してきたサービス、エチオピアの給水セクター市場を分析する。分析結果をもとに研修、技術・コンサルティングサービスの市場競争力を理解したうえで、マーケティング戦略を立てる。

成果 2 では、職員の離職率を減らすために人事制度のボトルネックを分析し、収益創出活動に紐づいた職員へのインセンティブや能力強化のための内部研修、部署横断的なコミュニケーションの促進といった対策を行い、職員のモチベーションを高める仕組みをつくる。

成果 3 では、マーケティングの担当部署と役割を明確にし、部署横断的なマーケティング委員会を設置し、広く職員のマーケティングマインドを育成する。また、サービスカタログなどを作成しプロモーションを実施する。WASH クラスター会議等の既存の機会を活用し、NGO や行政、民間企業向けにサービス提供の機会を創出する。

成果 4 では、成果 1 の分析結果を踏まえ、市場ニーズに合った研修サービスの内容や提供方法を探るべく、パイロットサイトで研修サービスを試行する。既存の研修提供のモダリティ（例：オンラインやハイブリッド研修など）について調査、試行し、需要の増加や追加の収益につながる可能性を模索する。研修のパイロット地域は過去無償資金協力の対象州で EWTI 職員や専門家が渡航できる地域とし、研修テーマはニーズの高い電気機械の運転維持管理や、ジェンダーに配慮したカスタマーサービスといった研修の選択を想定している。

成果 5 では、成果 1 の分析結果を踏まえ、技術・コンサルティングサービスの質を担保できるようサービス手順書となるガイドラインを策定し、パイロット地域で技術・コンサルティングサービスの提供を通して、ガイドラインを改善し最終化する。この成果のパイロット地域はティグライ紛争の影響を受けた北部地域を含め、最低計 4 回（年 1 回）技術・コンサルティングサービスを提供する。

成果 6 では、EWTI 所有の井戸掘削機械の整備と維持管理体制を構築する。EWTI の組織改編で維持管理専任部署が設置、人員が配置されているが、掘削機の高度な修理はオロミア建設公社に委託を想定している。EWTI にとって掘削機械整備は重要な研修分野の一つであることから、掘削機械整備の予防・日常点検にかかる研修コースの TTLM (Training, Teaching, Learning Material) 開発を行う。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- カウンターパートまたは日本人専門家がパイロット地域で活動することができる。
- EWTI の現組織体制が維持される。
- 給水セクターにおいて政策が大幅に転換されない。
- 活動に参加するトレーナーや職員の数が確保される。

(2) 外部条件

<上位目標とプロジェクト目標達成への外部条件>

- MOWE や財務省が EWTI の収益創出活動を支援する。

<成果達成における外部条件>

- エチオピア国内の治安や安全がプロジェクトの活動を妨げない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

1. 技術協力プロジェクト「水技術機構研修運営管理能力強化プロジェクト」（2017年～2024年）では、給与待遇が低いなどの理由で、特に掘削機械整備や掘削技術分野の技術系職員数を確保できない状況が続き、技術移転に苦戦した。加えて過去に調達した掘削機を修理できず、長期間使用されていないなど機材メンテナンス体制の強化への努力が必要という教訓が示された。

本事業では、掘削機の維持管理に関して高度な専門性を要する修理技術能力の向上ではなく、継続的かつ定期的な維持管理ができる体制の整備に焦点を当てる。掘削機や資機材の予防・日常メンテナンスの実践を行う一方、専門性の高い修理は外部委託などを活用し、継続的に掘削機や資機材の維持管理を行う体制を整える。

2. 技術協力プロジェクト「アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト」（2021年～2026年）では、主要な活動の関連部署にフォーカルパーソンを配置したことで、それら人材が活動のハブとなり、マネジメント層及び各支局とのコミュニケーションが取りやすくなり、より円滑な活動実施につながった。本事業では、プロジェクト開始までに各成果にフォーカルパーソンを配置し、彼らを軸にプロジェクトを進行する。

3. 技術協力プロジェクト「水技術機構研修運営管理能力強化プロジェクト」（2017年～2024年）ではビジネスプラン策定の支援を行ってきたものの、その承認プロセスには想定以上に時間を要し、プロジェクト終了までにその承認には至らなかった。ビジネスプランの承認はエチオピア政府内部のプロセスであることから、本事業ではビジネスプランの承認を本事業の前提条件にはせず、ビジネスプラン実施段階で必要とされる能力の強化を目指すこととした。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致しており、実施意義は大きい。SDGs目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標13「気候変動へ具体的な対策を」及び目標16「平和と公正をすべての人に」の達成にも貢献すると考えられることから、JICAが本事業を実施する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始約2年目終了時 中間レビュー

事業終了約6か月前 終了時評価

事業完了3年後 事後評価

以上

別添資料：EWTI 技術サービス向上・組織運営能力強化プロジェクト 地図



出典：https://en.wikipedia.org/wiki/Regions_of_Ethiopia

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニツツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は、必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナーアクション会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：組織強化・ビジネスマネジメントに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：エチオピア国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程 2026年2月～2030年5月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 62.58人月

2) 渡航回数の目途 延べ47回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➢ オンライン研修システム構築

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➢ 署名済 R/D 写

➢ エチオピア国 EWTI 技術サービス向上・組織運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 ミニッツ（署名済み）

➢ エチオピア国 EWTI 技術サービス向上・組織運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

➢ EWTI による機材要望リスト

2) 公開資料

➢ エチオピア国 水技術機構（EWTI）研修運営管理能力強化プロジェクト事業完了報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_406_12386504.html

➢ エチオピア国 水技術機構（EWTI）研修運営管理能力強化プロジェクトブリーフノート

https://www.jica.go.jp/oda/project/1400437/_icsFiles/afieldfile/2025/09/08/1503747_01_ja.pdf

➢ JGA「持続可能な水資源の確保と水供給」、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/water/ku57pq00002cybbn-att/business_strategy_01.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 (C/Pとの間に発生するコミュニケーションを含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です)
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有（停電した場合使用不可）

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プрезентーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

332,091,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する□にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（23,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	オンライン研修 システム構築費	第2章 特記仕 様書(案) 第6条 再委託	3,000,000円	詳細は詳細計画策 定調査の別添1参 照、プロジェクト 開始後検討。 以下を想定。 -オンライン研修 システム導入 -能力強化(シス テム管理・保守研修、 システム利用法研 修) -技術支援(導入後2 年程度のサポートサ ービス込)	再委託費
2	EWTIの研修、技 術・コンサルテ ィングサービス 提供に関連する 機材一式	第2章 特記仕 様書(案) 第7条 機材調達	20,000,000円	詳細は、プロジェク ト開始後検討。以下 を想定。 ・北部地域の給水施 設修繕用機材 ・掘削機のメンテナ ンス機材 ・オンライン動画撮	機材費

			影用スタジオ整備機材 ・その他、EWTIから供与ニーズがあるなかで、EWTIの持続性確保に高い貢献度が想定される優先度の高い機材	
--	--	--	---	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することができます。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

なし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)